

平成 21 年 5 月 15 日

各位

会社名 丸三証券株式会社
代表者名 取締役社長 長尾 榮次郎
(コード番号 8613 東証、大証第一部)
問合せ先 企画部長 高橋 耕司
TEL 03 - 3273 - 4973

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」)にともない、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次ページ以降に記載の現行改正案対照表のとおりです。

3. 日程

定時株主総会の開催予定日	平成 21 年 6 月 24 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日(水)

以上

定款現行改正案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行	改正案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>については、<u>株券を発行しない。ただし、当社が発行することが必要と認められた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行通り)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p>

現行定款	改正案
<p>第 12 条 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 13 条 <u>当社が発行する株券の種類、株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、この定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</u></p>	<p>第 10 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 11 条 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、この定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</u></p> <p><u>以降の各条項の条数繰り上げ。</u></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令またはこの定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する。</u></p>